

女性活躍に積極的な企業が利用できる

# 「えるぼし」マークを 取得しましょう！



認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品などに付すことができます。

この認定マークを活用することにより、女性の活躍が進んでいる企業として、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながります。

## 「えるぼし」マークを取得するとこんなメリットが！

優秀な人材の  
確保

企業イメージの  
向上

職場環境の  
改善

公共調達の  
加点評価

「えるぼし」マークの取得に必要なことを  
無料でサポート！！ 詳しくは裏面で



## 中小企業のための女性活躍推進事業では

「えるぼし」認定取得に必要な一般事業主行動計画の策定など必要な手続きを、女性活躍推進アドバイザーが説明会の開催や電話相談、個別訪問などにより、**無料でサポート** します！

## 女性活躍推進法とは

女性活躍推進法では、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるため、常時雇用する労働者数が301人以上の企業に対し、以下のことを義務付けています。

- ① 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ② ①を踏まえた一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表
- ③ 一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局に届出
- ④ 自社の女性の活躍に関する情報の公表

常時雇用する労働者数が300人以下の中小企業については、これらが努力義務となっています。

また、上記の事項に取り組んだ企業のうち、女性の活躍に関する状況が優良な企業は、申請により厚生労働大臣による「えるぼし」認定を受けることができます。

## 「えるぼし」とは

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品や広告、求人票などに付すことができます。

## 電話相談・メール相談・個別訪問

無 料

女性活躍推進に関する取組の支援をご希望の方には、個別にサポートいたします。  
お気軽にご相談ください。(いずれも事前予約制です。)

**対 象 者** 労働者数 300人以下の中小企業の経営者・人事労務担当者の方

**実施期間** 2019年4月～2020年3月

希望する支援に  をご記入ください。  電話相談  メール相談  個別訪問

|       |  |        |  |
|-------|--|--------|--|
| 企業名   |  | ご担当者   |  |
| T E L |  | E-mail |  |

**お申込みはこちらから** FAX (03-6809-4472)または、メール(suishin@jaaww.or.jp)に、こちらの用紙をPDFにて送信してください。  
→ 後ほど事務局より打ち合わせのためご連絡いたします。

個人情報の扱い: ご記載いただいた個人情報は、適切に管理し、ご支援に関するご連絡以外には使用いたしません。

お問合せ  
女性活躍推進センター東京事務局  
一般財団法人 女性労働協会

TEL 03-3456-4412 FAX 03-6809-4472

E-mail [suishin@jaaww.or.jp](mailto:suishin@jaaww.or.jp)

「中小企業のための女性活躍推進サポートサイト」

<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/> [女性活躍推進サポートサイト](#) [検索](#)